

軽米町物価高騰対策賃上げ支援金交付要綱

(目的)

第1条 最低賃金の大幅な上昇が続く中、中小企業等が継続的に賃上げできる環境を整え、必要な人材を確保していくため、予算の範囲内で軽米町補助金交付規則（昭和44年輕米町規則第20号）及びこの要綱に定めるところにより支援金を交付する。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、次の各号の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であり、町内に事業所を有する法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等又は普通法人に該当する者）又は個人事業者であること。
- (2) 町内の事業所において、週所定労働時間が20時間以上の従業員を常時1人以上雇用していること。
- (3) 令和7年10月1日から令和8年9月30日までの間に、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して1時間あたり60円以上引き上げていること。
- (4) 1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。
- (5) 引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。
- (6) 申請時点において、事業所内の全ての従業員の時給が最低賃金を上回っていること。
- (7) 過去に国、都道府県、市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- (8) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続を行っている者ではないこと。
- (11) 軽米町暴力団排除条例（平成27年輕米町条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- (12) 町税等に滞納がないこと。

2 次の各号のいずれかに該当するものは交付対象者から除くものとする。

- (1) 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの

- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
 - (3) 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
 - (4) 岩手県が設立した法人
 - (5) 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等
- (支援金額)

第3条 支援金の額は、前条第1項第2号から第5号を全て満たす従業員1人あたり3万円、1事業者につき最大25人分までとし、支給は申請期間中1回とする。

2 令和7年10月1日から令和7年12月1日までの間に、時給971円未満の従業員の賃金を時給1,031円以上に引き上げた場合、前項の支援金に1万円を加算し支給する。

(申請書類)

第4条 事業者が支援金の交付を受けようとするときは、次に定める書類を令和8年12月28日までに町長へ提出しなければならない。ただし、岩手県の「物価高騰対策賃上げ支援金」の交付決定を先に受けており、当該支援金の申請において提出した名簿と支給対象従業員が同一の場合、③に替えその写しの提出を認める。

- ① 軽米町物価高騰対策賃上げ支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 誓約書兼同意書(様式第2号)
- ③ 支給対象従業員一覧(様式第3号)
- ④ 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ⑤ 賃金台帳の写し(賃金改定月及び賃金改定月の前月分)
- ⑥ 振込先口座の通帳の写し
- ⑦ その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 町長は、支援金交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行い、支援金を交付するものと決定したときは、軽米町物価高騰対策賃上げ支援金交付決定通知書(様式第4号)により、支援金を交付しないものと決定したときは、軽米町物価高騰対策賃上げ支援金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(支援金の取消等)

第6条 申請者は、申請書の記載等に虚偽が判明した場合、支援金額確定の取消、支援金の返還等に応じなければならない。

(指示事項の遵守)

第7条 申請者は、町長から報告、立会検査等の求めがあった場合、これに応じなければならない。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月17日から施行する。